協議第４５号

建設関係事業について

建設関係事業について、次のとおり提案する。

平成１５年１２月２５日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

建設関係事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.1

協定項目番号	19-18	協定項目名	建設関係事業

調 整 方 針

1. 道路河川整備事業については、継続中のものを新市に引き継ぐこととし、新規事業は新市において計画的に整備、推進する。
なお、市道以外の生活道路等整備については、地元要望を踏まえ自治会と市が事業費を負担して実施する。
2. 道路の維持管理については、基本的に現行のとおり新市に引き継ぐ。
3. 道路認定基準及び再編は、新市において定める。ただし、旧市町における既認定路線は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
4. 雪寒対策については、合併時は、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな雪寒対策計画を策定する。
5. 公営住宅については、公営住宅ストック総合活用計画を新市において策定し、計画的に建て替え、改善等を実施する。
ただし、新市の計画策定までの間は、旧市町の計画を引き継ぐ。
6. 公営住宅の家賃については、公営住宅法に基づき、新市において決定する。
7. 建築基準法等関係事務については、合併時から八日市市の例を基本に実施する。

道路河川

1市4町の現況

八日市市

【道路河川整備事業】

(市道整備)
安心で安全なまちづくり推進のための基幹的な道路や市民生活に密着した生活道路の整備

整備状況 平成15年4月1日現在

道路種別	実延長(m)	改良済延長(m)
1級	48,985	32,285
2級	29,894	18,654
その他	152,534	56,759
合計	231,413	107,698
整備率	46.54%	

(河川整備)
地域住民の人命、財産を守るため河川整備及び川づくりの推進

(市道以外の生活道路等整備)
自治会の要望に基づき実施
※ただし、寄付採納(地元負担)あり。

地元負担

区　分	地元負担割合
道路改良工事	20%
側溝整備工事	
舗装工事	
河川改良工事	

永源寺町

【道路河川整備事業】

(町道整備)
住民生活を支える生活道路の整備及び国道421号の機能を高めるための幹線町道等の整備促進

整備状況 平成15年4月1日現在

道路種別	実延長(m)	改良済延長(m)
1級	7,087	4,249
2級	14,230	7,542
その他	50,401	22,234
合計	71,718	34,025
整備率	47.44%	

(河川整備)
同　左

(町道以外の生活道路等整備)
大字区の要望に基づき実施
※ただし、寄付採納(地元負担)あり。

地元負担

区　分	地元負担割合
道路改良工事	30%
側溝整備工事	
舗装工事	
河川改良工事	

五個荘町

【道路河川整備事業】

(町道整備)
安心で安全なまちづくり推進のための基幹的な道路や町民生活に密着した生活道路の整備

整備状況 平成15年4月1日現在

道路種別	実延長(m)	改良済延長(m)
1級	9,323	7,789
2級	7,706	6,538
その他	56,538	21,964
合計	73,567	36,291
整備率	49.33%	

(河川整備)
同　左

(町道以外の生活道路等整備)
大字区が実施
※ただし、補助金制度あり。

補助制度

補助対象	補助率
道路改良工事	30%
側溝整備工事	
舗装工事	
河川改良工事	

愛東町

【道路河川整備事業】

(町道整備)
住民の利便性の向上や町の地域振興に寄与する広域幹線道路及び町内の生活道路の整備

整備状況 平成15年4月1日現在

道路種別	実延長(m)	改良済延長(m)
1級	10,056	9,366
2級	16,486	12,813
その他	41,616	9,542
合計	68,158	31,721
整備率	46.54%	

(河川整備)
同　左

(町道以外の生活道路等整備)
大字区が実施
※ただし、愛の田園生活基盤整備事業補助金あり。

補助制度

補助対象	補助率
道路改良工事	1/3
側溝整備工事	
舗装工事	
河川改良工事	
道普請事業	100% (ただし、限度額は20万円)

湖東町

【道路河川整備事業】

(町道整備)
住民の生活基盤と広域的な町道の整備

整備状況 平成15年4月1日現在

道路種別	実延長(m)	改良済延長(m)
1級	15,316	15,253
2級	10,868	10,130
その他	82,415	66,250
合計	108,599	91,633
整備率	84.38%	

(河川整備)
同　左

(町道以外の生活道路等整備)
大字区の要望に基づき実施
※ただし、寄付採納(地元負担)あり。

地元負担

区　分	地元負担割合
道路改良工事	50%
側溝整備工事	
舗装工事	22.5～50%
河川改良工事	50%

調整の具体的な内容

市道以外の生活道路等整備における地元負担金及び補助制度については、次のとおりとする。

･事業費が150万円を超える場合

実施主体	地元負担割合
市	25%

･事業費が150万円以下の場合

実施主体	補助制度
自治会	新たに設ける

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.2

協定項目番号	19-18	協定項目名	建設関係事業		

道路河川

1市4町の現況					調整の具体的な内容
八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
【道路の維持管理】 (市道) ①道路の維持補修及び街路樹等維持管理業務を八日市市コミュニティ振興事業団に委託 ②市管理用地、道路施設の補修作業及び除草作業を八日市市シルバー人材センターに委託 (市道以外の生活道路等) ①町内道路維持補修資材を自治会の申請により支給 ･アスファルト合材　年間25袋 ･山砂、砕石、砂利 1回当たり4tトラック3台分 ･土嚢袋　50枚 ･生コンクリート　3㎥	**【道路の維持管理】** (町道) ①道路の修繕、草刈、危険木伐採、道路及び側溝の崩土除去、道路維持補修(レミファルト)を永源寺町シルバー人材センターに委託 (町道以外の生活道路等) 該当なし	**【道路の維持管理】** (町道) ①道路の簡易修繕は直営で行い、その他修繕は年間通じて業者に発注、また道路緑地帯の除草作業は、一部シルバー人材センターに委託 (町道以外の生活道路等) 該当なし	**【道路の維持管理】** (町道) ①道路の維持補修及び街路樹管理作業について単価契約を締結し、年間を通じて業者に発注 ②道路緑地帯の除草作業を愛東町シルバー人材センターに委託 (町道以外の生活道路等) ①道路維持補修資材を集落の申請により支給 ･アスファルト合材　年間50袋	**【道路の維持管理】** (町道) ①道路の維持補修について単価契約を締結し、年間を通じて業者に発注 ②町管理用地の除草作業を湖東町シルバー人材センターに委託 (町道以外の生活道路等) ①道路維持管理資材を自治会の申請により支給 ･アスファルト合材 ･山砂、砕石　10t車5台を限度 ･生コンクリート	**市道以外の生活道路等補修については、自治会主体を原則とし、八日市市の例により道路維持補修材を申請により支給する。**
【道路認定基準】 市道の新規認定、廃止、区域の変更 **認定路線数･実延長**　平成15年4月1日現在 道路種別 路線数 実延長(m) 1級 23 48,985 2級 25 29,894 その他 512 152,534 合計 360 231,413	**【道路認定基準】** 町道の新規認定、廃止、区域の変更 **認定路線数･実延長**　平成15年4月1日現在 道路種別 路線数 実延長(m) 1級 7 7,087 2級 8 14,230 その他 70 50,401 合計 85 71,718	**【道路認定基準】** 同　左 **認定路線数･実延長**　平成15年4月1日現在 道路種別 路線数 実延長(m) 1級 9 9,323 2級 6 7,706 その他 116 56,538 合計 131 73,567	**【道路認定基準】** 同　左 **認定路線数･実延長**　平成15年4月1日現在 道路種別 路線数 実延長(m) 1級 6 10,056 2級 13 16,486 その他 43 41,616 合計 62 68,158	**【道路認定基準】** 同　左 **認定路線数･実延長**　平成15年4月1日現在 道路種別 路線数 実延長(m) 1級 10 15,316 2級 11 10,868 その他 136 82,415 合計 157 108,599	**現在市道･町道に認定されている道路は、市道として新市に引き継ぐ。** **市道の再編については、新市において調整する。また開発等による寄付道路等の認定基準についても新市において策定する。**
【雪寒対策】 年次毎に策定する八日市市雪寒対策計画により実施する。 (対策期間) 12月1日～翌年3月20日 (除雪配備体制等) ①配備体制　道路河川課職員全員 ②待機　風雪注意報又は大雪注意報発令時 ③除雪作業基準　･10cm以上の積雪時緊急確保 ･20cm以上二次除雪 ④融雪剤設置　18箇所、83袋 ⑤除雪路線　･積雪10cm以上 38路線46.9km ･積雪20cm以上 28路線17.6km ⑥除雪方法　委託	**【雪寒対策】** 年次毎に策定する永源寺町雪寒対策実施計画により実施する。 (対策期間) 同　左 (除雪配備体制等) ①配備体制　町職員(48人) ②待機　同　左 ③除雪作業基準　･10cm以上の積雪時 ④融雪剤設置　6箇所、36袋 融雪剤散布(7.1km) ⑤除雪路線　･積雪10cm以上 44路線29.8km ⑥除雪方法　直営及び委託	**【雪寒対策】** 年次毎に策定する五個荘町雪寒対策実施計画により実施する。 (対策期間) 同　左 (除雪配備体制等) ①配備体制　地域整備課職員全員 ②待機　同　左 ③除雪作業基準　同　左 ④融雪剤設置　7箇所、34袋 ⑤除雪路線　･積雪10cm以上 22路線25.3km ⑥除雪方法　直営及び委託	**【雪寒対策】** 年次毎に策定する愛東町雪寒対策(除雪)計画により実施する。 (対策期間) 同　左 (除雪配備体制等) ①配備体制　職員全員 ②待機　同　左 ③除雪作業基準　同　左 ④融雪剤設置　10箇所、30袋 ⑤除雪路線　･積雪10cm以上 27路線31.6km ⑥除雪方法　直営、豪雪時(30cm以上)は委託	**【雪寒対策】** 年次毎に策定する湖東町除雪(雪寒)実施計画により実施する。 (対策期間) 同　左 (除雪配備体制等) ①配備体制　環境整備課職員全員 ②待機　同　左 ③除雪作業基準　同　左 ④融雪剤設置　17箇所、51袋 ⑤除雪路線　･積雪10cm以上 40路線42km ⑥除雪方法　委託	**合併時の雪寒対策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな雪寒対策計画を策定する。** **除雪については、基本的に建設業者等に委託する。既存の除雪機については支所管理とし適時対応する。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.3

協定項目番号	19-18	協定項目名	建設関係事業

公営住宅

1市4町の現況

八日市市

【公営住宅の建設計画】

八日市市公営住宅ストック総合活用計画
（平成14年3月策定）

【公営住宅の家賃】

（戸、円）

団地名	戸数	家賃（月額） 最高	最低
建部日吉	22	13,600	2,800
今堀	94	14,800	3,500
旧大森	33	19,800	3,900
新宮	8	14,000	4,500
野口	8	12,500	4,100
野口第2	8	28,000	10,400
御園	4	13,800	4,300
平田駅前	12	75,100	12,500
清水	16	17,000	10,300
新大森	75	18,200	4,400
藤	10	32,600	13,000
あかね	18	32,500	13,300
御園東	8	24,300	12,900
高屋	8	45,900	16,300
ひばり丘	114	78,600	19,100
合計	438		

（平成15年4月1日現在）

永源寺町

【公営住宅の建設計画】

永源寺町公営住宅ストック総合活用計画
（平成14年3月策定）

【公営住宅の家賃】

（戸、円）

団地名	戸数	家賃（月額） 最高	最低
松原(2階)	10	38,400	10,100
松原(4階)	24	51,700	20,200
合計	34		

（平成15年4月1日現在）

五個荘町

【公営住宅の建設計画】

五個荘町公営住宅ストック総合活用計画
（平成14年3月策定）

【公営住宅の家賃】

（戸、円）

団地名	戸数	家賃（月額） 最高	最低
簗瀬	24	64,500	18,100
駒塚	6	31,000	11,300
金堂(1～8)	8	15,300	3,700
金堂(9～16)	8	13,400	2,800
合計	46		

（平成15年4月1日現在）

愛東町

【公営住宅の建設計画】

未策定

【公営住宅の家賃】

（戸、円）

団地名	戸数	家賃（月額） 最高	最低
大林	24	20,000	4,600
合計	24		

（平成15年4月1日現在）

湖東町

【公営住宅の建設計画】

湖東町公営住宅ストック総合活用計画

（平成14年3月策定）

【公営住宅の家賃】

（戸、円）

団地名	戸数	家賃（月額） 最高	最低
三友	8	21,400	4,600
大宮	12	18,300	4,500
ゆたか	12	23,900	4,600
合計	32		

（平成15年4月1日現在）

調整の具体的な内容

※公営住宅ストック総合活用計画

既設公営住宅の有効活用を図るため、10年間を期間として、建て替え、改善等の各種整備内容及び修繕を含む適切な維持管理について定める。

公営住宅の家賃については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から統一した家賃算出方法により決定する。

ただし、合併前の入居者の家賃が著しく増額とならないよう、5年間の負担調整を設ける。

区分	政令月収（円） 下限値	上限値	家賃算定基礎額（円）
1	0	123,000	37,100
2	123,001	153,000	45,000
3	153,001	178,000	53,200
4	178,001	200,000	61,400
5	200,001	238,000	70,900
6	238,001	268,000	81,400
7	268,001	322,000	94,100
8	322,001		107,700

（平成15年4月1日現在。収入超過者･高額所得者の家賃は除く。）

＊政令月収とは、国が定めた計算式による世帯の月収。

家賃算定式（公営住宅法施行令第2条）

家賃＝家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数

(説明)
- ･家賃算定基礎額：国が、収入に応じて定めた家賃の基礎額
- ･市町村立地係数：国が、市町村ごとに地価公示価格の水準に基づいて定めた数値
  （八日市市：0．75、永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町：0．70）
- ･規模係数：国が定めた計算式で、住戸専用面積を70㎡で除した数値
- ･経過年数係数：国が定めた計算式で、構造ごとに建設時からの経過年数に応じて算出した数値
- ･利便性係数：市町が、公営住宅の区域の状況、設備等の利便性を勘案して建物ごとに定めた数値
  （八日市市：0．795～0．96、永源寺町：0．8、五個荘町：0．7～0．9、愛東町：0．8、湖東町：0．8）

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

No.4

協定項目番号	19-18	協定項目名	建設関係事業		
	1市4町の現況				調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
公営住宅	【公営住宅入居申込資格】 ①八日市市内に住所又は勤務場所を有していること。 ②市町村税及び国民健康保険料を完納していること。 ③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。 ④入居予定者全員の収入月額が、200,000円以下であること。 ⑤現に住宅に困窮していること。	【公営住宅入居申込資格】 ①永源寺町内に住所又は勤務場所を有していること。 ②市町村税を完納していること。 ③　同　左 ④　同　左 ⑤　同　左	【公営住宅入居申込資格】 ①五個荘町内に住所又は勤務場所を有していること。 ②　同　左 ③　同　左 ④　同　左 ⑤　同　左	【公営住宅入居申込資格】 ①愛東町内に引き続き1年以上住所又は勤務場所を有していること。 ②　同　左 ③　同　左 ④　同　左 ⑤　同　左	【公営住宅入居申込資格】 ①湖東町内に住所又は勤務場所を有していること。 ②　同　左 ③　同　左 ④　同　左 ⑤　同　左	**公営住宅の入居申込資格については、合併時から次のとおりとする。** **①新市内に住所又は勤務場所を有していること。** **②市町村税及び国民健康保険料を完納していること。** **③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。** **④入居予定者全員の収入月額が、200,000円以下であること。** **⑤現に住宅に困窮していること。**
建築開発	【建築基準法等関係事務】 (特定行政庁) 平成14年4月1日指定 (主な内容) ･建築確認申請等の審査及び検査 ･建築確認申請に付随する浄化槽の審査及び検査 ･住宅金融公庫融資物件の審査及び検査 ･高齢者･身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律に関する事務 ･建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の対象工事の届出書審査受理事務 ･建築物の防災指導に関する事務 ･建築相談及び指導に関する事務	【建築基準法等関係事務】 (特定行政庁) － (主な内容) ･建築確認申請の受付･経由事務 ※審査･検査･指導等は県が実施 〔東近江地域振興局管内〕	【建築基準法等関係事務】 (特定行政庁) － (主な内容) 同　左	【建築基準法等関係事務】 (特定行政庁) － (主な内容) ･建築確認申請の受付･経由事務 ※審査･検査･指導等は県が実施 〔湖東地域振興局管内〕	【建築基準法等関係事務】 (特定行政庁) － (主な内容) 同　左	**※特定行政庁** 建築基準法第2条第36号 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。(以下略)

資　料　1

協　議　事　項	建設関係事業	協定項目No.	19-18

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針　〔抜粋〕
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	○町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ○町道･橋梁工事にかかる受益者の費用負担については、篠山町及び丹南町の例による。 ○建設関係事業については、新市建設計画等に基づき計画的に実施し、継続事業については、新市においても引き続き実施する。
さいたま市	新設	浦和市 大宮市 与野市	○道路事業については、道路交通の円滑化と生活環境の向上を図るため、道路の整備及び適切な維持管理に努めるものとする。 ○河川事業については、新市においても引き続き整備を推進するとともに、適切な管理に努めるものとする。 ○住宅事業については、新市においても住宅施策の推進、住宅供給の促進及び公営住宅等の適正な維持管理に努めるものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	○町道改良工事･舗装工事に対しての受益者負担金は、合併時に廃止します。ただし、合併前からの継続事業については、旧町の例によることとします。 ○里道、私道の改良･舗装工事、急傾斜地崩壊対策工事、水路･排水路工事の補助制度は、新市においても存続させることとし、補助基準は、新市において調整します。 ○準用河川の取り扱いは、合併時に調整します。 ○急傾斜地崩壊対策事業の地元負担金については、測量設計費分は水口町、甲賀町、甲南町の例により徴収しないこととし、工事費10%のうち4%を地元、6%を市が負担することとします。ただし、合併前からの継続事業は、旧町の例によることとします。 ○市道認定基準及び編入基準は、合併時に新たに定めることとします。ただし、旧町における既認定路線は、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○道路維持管理は、現行を基本に引き継ぐこととし、新市においてその充実に努めます。 ○公営住宅の家賃及び入居条件は、現行のとおり新市に引き継ぐものとします。また、新市において新たに住宅マスタープランを策定します。